

松阪市環境影響評価委員会要綱

平成 28 年 3 月 16 日

松阪市告示第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市において環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）の規定に基づき実施される環境影響評価に関し、市長が市の健全な環境の保全のため専門的な知見に基づく意見を求める機関として、松阪市環境影響評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに係る技術的な事項を調査審議し、専門的な知見に基づく意見を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知見又は学識経験を有する者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を置くものとし、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、その必要があると認めるときは、会議へ委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。
- 5 会議は、原則公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境生活部環境課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月11日松阪市告示第257号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月17日松阪市告示第96号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。